

日 銀 市 第 5 2 号
2 0 1 8 年 3 月 3 0 日

担保差入金融機関等 御中

日 本 銀 行

**日本銀行に差入れられている共通担保の時価反映タイミング等
の短縮化に向けた今後のスケジュール等について**

先般お知らせしましたとおり、日本銀行では、本年5月1日に予定されている国債の決済期間短縮化(アウトライト取引のT+1化等)が実施されることを条件として、日本銀行に差入れられている共通担保に足許の時価等を反映するまでの期間を、現在の4営業日から3営業日に短縮する予定です^(注)。

(注) 概要については、「日本銀行に差入れられている共通担保の時価反映タイミング等の短縮化について」(2017年9月26日付日銀市第155号)をご覧ください。

今般、担保差入金融機関等において所要の準備や円滑な移行を行っていただく観点から、本件短縮化に向けた今後のスケジュールと、実務上の留意点を別紙のとおり取り纏めましたので、お知らせします。

—— 本通知の内容については、今後変更することがあり得る点をご承知おき下さい。
なお、その場合には改めてお知らせします。

以 上

<本件に関する照会先>

全般：日本銀行金融市場局 (03-3277-0055)

担保価額管理事務関連：日本銀行業務局 (03-3277-3547)

日銀ネットの機能・仕様関連：日本銀行システム情報局 (042-351-1449)

共通担保の時価反映タイミング等の短縮化にかかる今後のスケジュール等

1. 本件短縮化の実施にかかるスケジュール

- 共通担保の時価反映タイミング等の短縮化については、2018年秋口に予定している年次の共通担保の担保掛目等の見直しと併せて実施する予定です。
- 具体的には、見直し後の担保掛目等の実施日以降に日本銀行が日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」といいます。）に登録する時価について、その反映タイミングを短縮することを予定しています。
- したがって、現状では、「時価変更日」^(注1)の4営業日後が「時価適用日」^(注2)となっていますが、2018年秋口に予定している共通担保の時価反映タイミング等の短縮化の実施日以降は、「時価変更日」の3営業日後が「時価適用日」となります（図1のスケジュール例を参照）。

（注1）日本銀行が基準となる市場相場に基づく時価を日銀ネットに登録する日（図1のスケジュール例②）をいいます。

（注2）共通担保にかかる担保価額の算出において日銀ネットに登録された時価が適用される日（図1のスケジュール例④）をいいます。

▼ 図1：本件短縮化前後の時価の反映スケジュール例（実施日を4日（木）と仮定する場合）

1日 (月)	2日 (火)	3日 (水)	4日 (木) <実施日>	5日 (金)	6日 (土)	7日 (日)	8日 (月)	9日 (火)
① 基準となる 市場相場 (2日(火)付)	② 日本銀行が①の 時価を登録 (時価変更日)	③ 担保価額合計額 見込み等の通知					④ 変更後の時価を 業務開始時から 適用 (時価適用日)	
			4営業日後					
	①	②	③ (注3)				④	
			4営業日後					
		①	②	③	短縮化			④
			3営業日後					
			以下同様					

(注3) 日銀ネットのシステム仕様上、上記の設例では、4日(木)には、3日(水)に登録された時価を前提とした9日(火)の担保価額合計額等の見込みが通知されることとなりますが、当該通知は参照しないようにしてください(詳細は2.(1)参照)。

- そのうえで、本件短縮化の実施に向けた今後のスケジュールについては、現時点では、以下のとおりとする予定です。

2018年5月	国債の決済期間短縮化(アウトライ取引のT+1化等)
7月または8月	本件に伴う関係諸規程 ^(注4) の改正内容に関する担保差入金融機関等宛通知
9月	本件短縮化および関係諸規程の改正の実施日に関する担保差入金融機関等宛通知
10月または11月	担保掛目等の定例見直しおよび本件短縮化の実施

(注4) 「担保に関する細則」や「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則(担保関係事務)」等が改正対象となる見込みです。

2. 実務上の留意点

- 担保差入金融機関等においては、本件短縮化の実施に際して、次の(1)から(3)までに記載する留意点を踏まえたうえで、適切に担保価額の管理を行って下さい^(注5)。

(注5) 本件短縮化の具体的な実施日を通知する際に、図1から図3までについては、実施日前後の実際の日付を記載したものを改めてお知らせします。

(1) 実施日における担保価額合計額等の見込み通知の取扱い

- 本件短縮化の実施日以降も、日本銀行が、時価変更日(図1のスケジュール例②)の翌営業日(同③)に、日銀ネットを利用している担保差入金融機関等の担保出力指定店舗に対して、時価適用日(同④)における当該金融機関等の担保価額合計額および担保余裕額の見込みを「担保不足・余裕等通知」(帳票コード:5250-00500)により通知する取扱い^(注6)は変わりません。

(注6) 日銀ネットを利用していない担保差入金融機関等に対しては、担保不足が生じることが見込まれる場合に限り、日本銀行から当該金融機関等の担保交付指定店舗に対して連絡する取扱いとしています。

- 本件短縮化の実施により、時価適用日は「時価変更日の4営業日後」から「時価変更日の3営業日後」になります。この結果、「担保不足・余裕等通知」には、現状では、「出力日の3営業日後」の担保価額合計額等の見込みが表示されていますが、本件短縮化の実施日の翌営業日以降は、「出力日の2営業日後」の担保価額合計額等の見込みが表示されます。

- また、本件短縮化の実施日に出力される「担保不足・余裕等通知」には、本件短縮化を勘案した計数が記載されませんので、担保価額合計額等の確認や担保価額の管理を行うに当たっては、当該通知を参照しないようにして下さい。

—— 本件短縮化の実施日の翌営業日に出力される「担保不足・余裕等通知」が、その2営業日後に適用される時価等に基づく担保価額合計額等の見込みが記載されたものとなりますので、当該通知に基づいて担保価額合計額等の確認や担保価額の管理を行って下さい。

—— 図1のスケジュール例に即して説明しますと、5日（金）（実施日の翌営業日）に出力される通知が、9日（火）（実施日の3営業日後）における担保価額合計額等の見込みが記載されたものとなります。日銀ネットのシステム仕様上、4日（木）（実施日）にも、9日（火）における担保価額合計額等の見込みが記載された通知が出力されますが、当該通知には本件短縮化を勘案した計数が記載されませんので、ご留意下さい。

（2）外貨建共通担保にかかる円貨換算率等の反映タイミングの取扱い

- 本件短縮化の実施日以降も、外貨建共通担保^(注7)にかかる担保価額については、原則として、毎週最終営業日の円貨換算率等^(注8)を使用して、1週間に1度変更する取扱いは変わりません。

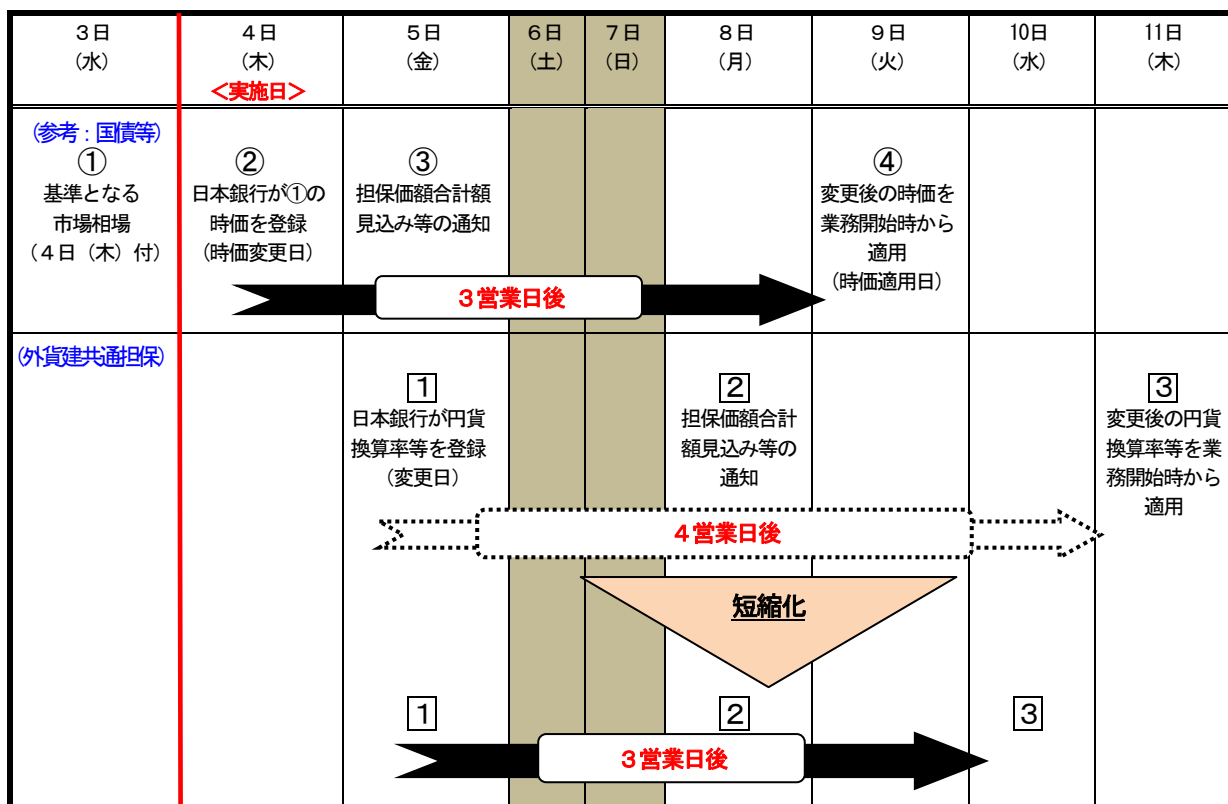
(注7) 日本銀行に共通担保として差入れられている「外貨建外国債券」および「米ドル建の企業に対する証書貸付債権」をいいます。

(注8) 外貨建外国債券については円貨換算率および時価を指し、米ドル建の企業に対する証書貸付債権については円貨換算率を指します。

- 本件短縮化の実施に併せて、外貨建共通担保への円貨換算率等の反映タイミングについても、これまでの「変更日^(注9)の4営業日後」から「変更日の3営業日後」になります。具体的には、実施日が属する週の最終営業日以降に日本銀行が日銀ネットに登録する円貨換算率等について、その反映タイミングを短縮することを予定しています（図2スケジュール例を参照）。

(注9) 日本銀行が円貨換算率等を日銀ネットに登録する日（図2のスケジュール例¹）をいいます。

▼ 図2：本件短縮化前後の円貨換算率等の反映スケジュール例（実施日を4日（木）と仮定する場合）



—— 図2のスケジュール例に即して説明しますと、実施日である4日（木）に属する週の最終営業日である5日（金）に登録された同日付の円貨換算率等は、10日（水）の担保価額合計額等の算出に反映されることとなります（従来は11日（木）に反映されていました）。この場合、10日（水）における外貨建共通担保の担保価額の見込みは、他の共通担保と同様に、5日（金）の翌営業日である8日（月）に担保差入金融機関等に通知されます。

（3）日銀ネットによる時価等のデータファイル取得可能期間の短縮化

- 本件短縮化の実施日以降も、日銀ネットを利用している担保差入金融機関等は、日銀ネットの照会機能である「時価・掛目一覧」（業務処理区分コード：514201）によって、担保として適格である債券の担保価額の算出に使用される（a）時価、（b）物価連動国債の連動係数、（c）外貨建外国債券の円貨換算率、（d）担保掛目および（e）担保価額について、照会日当日から一定の期間におけるデータファイルを取得できる扱いは変わりません。

- 本件短縮化の実施日以降は、(a) から (e) までの項目にかかるデータファイルの取得可能期間は、これまでの「照会日当日からその3営業日後までの範囲内」から「照会日当日からその2営業日後までの範囲内」となります。

—— 図1・図2のスケジュール例に即して説明しますと、概ね図3^(注10)のとおりです。

(注10) 以下のカレンダーを前提としています。

	月	火	水	木	金	土	日
前月					22日	23日	24日
	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
当月	1日	2日	3日	4日 <実施日>	5日	6日	7日
	8日	9日	10日				

▼ 図3：本件短縮化前後の時価等のデータファイル取得可能期間例（実施日を4日（木）と仮定する場合）

照会日	3日（水）	4日（木）	5日（金）	8日（月）	
データファイルの取得可能期間	3日（水）～8日（月）	4日（木）～8日（月）	5日（金）～9日（火）	8日（月）～10日（水）	
出力項目の基準日等	担保価額	同上	同上	同上	
	適用時価	28日（木）付～2日（火）付	29日（金）付～2日（火）付	1日（月） ・2日（火） ・4日（木）付	2日（火） ・4日（木） ・5日（金）付
	適用円貨換算率	22日（金）付 ・29日（金）付	29日（金）付	29日（金）付	29日（金）付 ・5日（金）付
	担保掛目	3日（水）： 見直し前 4日（木）～8日（月）： 見直し後	見直し後	見直し後	見直し後

- なお、(a) から (e) まで以外の項目（償還日、利率等）にかかるデータファイルの取得可能期間は、引き続き照会日当日からその5営業日後までの範囲内となります。

以 上